

区分	運転者	自動車の範囲 (注)
第1種身体障害者	本人または介護者	障害者本人または本人の親族などが所有する車
① 療育手帳、Aのかた	介護者	(ただし、これらのかたが所有していない場合は、当該障害者を日常的に介護しているかたが所有する車)
第2種身体障害者	本人	